

様式第5号(要綱第7条関係)

新生児

令和4年度子育て応援臨時給付金申請書

受付印

〈注意〉申請者の新生児出生時点の住民票所在地が姫路市外の場合は、支給対象外となります。

(宛先) 姫路市長

1. 申請者

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
		年 月 日	電話 ()

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。
※児童の保護者のうち、生計を維持する程度の高い方が申請してください。

申請者の住所 (新生児出生時点の姫路市内の住所)
※現住所と同じ場合は記入不要

姫路市

2. 配偶者

配偶者の有無

有 ・ 無

※有・無 いずれかに必ず丸をつけてください。

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要
		年 月 日	電話 ()

※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。

配偶者の住所 (新生児出生時点の住民票所在地)
※現住所と同じ場合は記入不要

3. 対象児童

支給対象となる新生児(令和4年4月以降令和5年4月1日までに出生した児童)について記入してください。
※姫路市に新生児の児童手当特例給付の申請を既に行った場合は、申請不要で給付金を支給するため、改めてのお手続きは不要です。

No.	(フリガナ) 氏名	続柄	性別	生年月日	同居・別居 の別	住所(別居の場合のみ記入) ※児童の住所が市外の方は添付書類が必要
1				年 月 日	同・別	
2				年 月 日	同・別	
3				年 月 日	同・別	

※同居・別居の別については申請時点の状況を選択してください。(実態住所ではなく、住民票上の状況をご記入ください。)

4. 申請方法について

『公務員の方』 ※既に様式4号で新生児の方を含めた児童の申請を行われた方は、本申請書の提出は不要です。

ア: 職場で既に児童手当・特例給付を受給しているご家庭に新生児が生まれた方

- 令和4年5月分の児童手当特例給付を受けている対象児童(高校生の方を含む)の給付金の申請がお済でない方
→様式4号にて新生児を含む児童を申請してください。
- 既に様式4号で4月以降に生まれた新生児以外の申請を行われた方→こちらの申請書にて申請してください。

イ: 高校生のみ養育しているご家庭に新生児が生まれた方

- 高校生の方の給付金の申請がお済でない方→様式3号にて新生児を含む児童を申請してください。
- 既に様式3号で高校生の方の申請を行われた方→こちらの申請書にて申請してください。

ウ: 申請日時点で職場で児童手当を受給しておらず、この度初めての新生児が生まれた場合

→こちらの申請書で申請をしてください。

5. 添付書類について

・申請者名義の振込先金融機関口座確認書類の写し【必須】

※受取人口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し
※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名・預金種目・口座番号が記載されている部分の通帳の写し

・児童の属する世帯全員の住民票(本籍・続柄記載のもの)【該当者のみ】

※申請日時点で児童と別居されている方のみ添付してください。
※児童の住民票を置かれている市区町村にて取得してください。なお、姫路市内で児童と別居されている場合は住民票の添付は不要です。

(裏面も確認してください。)

姫路市使用欄	記入	入力	不備	審査
--------	----	----	----	----

6. 受取方法

給付金は児童手当振込口座(原則、1.の申請者の口座となっています。)へ振込みます。
公務員の方のみ、下記に記載の上、届出をお願いします。又振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

※申請者(保護者)名義の口座を記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)		(フリガナ)
					口座名義
1.銀行 5.農協 2.信金 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本店 支店 出張所	1普通 2当座			
金融機関番号	店番号				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

【誓約・同意事項】

- (1)子育て応援臨時給付金の支給要件に該当します。
- (2)子育て応援臨時給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4)この届出書は、姫路市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5)姫路市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和5年3月31日までに姫路市が申請者に連絡・確認できない場合に、姫路市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6)給付金の支給後、子育て応援臨時給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合、又は申告内容に虚偽が判明した場合には、子育て応援臨時給付金を返還します。